

2 都薬保発第 1 号
令和 2 年 4 月 13 日

地区薬剤師会 医療保険担当役員様

公益社団法人 東京都薬剤師会
副会長 山田 純一

新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた 診療等の時限的・特例的な取扱いについて

平素より本会会務の推進に関しご尽力を賜り心よりお礼申し上げます。

今般、日本薬剤師会より、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 7 日閣議決定）において、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた**時限的・特例的な対応**として、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等の取扱いについて厚生労働省医政局医事課並びに医薬・生活衛生局総務課から通知があった旨、連絡がありました（令和 2 年 4 月 11 日付 日薬業発第 24 号）。

この通知により、過去、電話や情報通信機器を用いた診療等の臨時的・特例的な扱いの対象として、対面により既に診断されている慢性疾患の患者に限定されていたものを改定し、初診患者における対応も認められることになりました。したがって、医療機関から送信された処方箋情報は薬剤師法、薬機法における処方箋とみなし、調剤を行えることとなります。電話等での服薬指導、薬剤の配送等については通知事項をご確認の上、適切に実施して下さい。また、当該業務の実施に際しては、事前に、薬局内の掲示やホームページ掲載などにより必要事項を医療関係者や患者等へ周知することが求められています。参考として掲示例を添付いたしましたのでご確認下さい。

なお、これに伴い「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」（令和 2 年 2 月 28 日厚生労働省医政局医事課 医薬・生活衛生局総務課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 19 日付け厚生労働省医政局医事課 医薬・生活衛生局総務課事務連絡）は廃止されましたのでご承知願います。

当該事務連絡による対応は、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関への受診が困難になりつつある状況下に鑑みた時限的・特例的な対応であることから、その期間は感染が収束するまでの間とされており、ご留意ください。